

令和6年度第1回 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会
理事会 議事録

日 時 令和6年5月30日(木)10時～11時40分

場 所 社会福祉協議会 会議室

出席者

亘理 千鶴子 小山 茂 中谷 行男 尾崎 庸子 (監)福田 協司

井上 正子 本川 交 加藤 弘子 兵頭 友幸 (監)柿崎 久実恵

石塚 勝敏事務局長 小早川 良信地域福祉係長 近江屋 哉子地域支援係長
久野 紀子地域包括係長 嶋田直人主事

会議日程

1. 議長選出

2. 議題

(1) 報告事項

報告第1号 専決処分 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会職員給与規程の一部を
改正する規程

(2) 決議事項

議案第1号 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会令和5年度事業報告並びに令和5年
度計算書類等の承認

議案第2号 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会令和6年度定時評議員会の招集

(3) その他

議事録

1. 開会

会長より挨拶のあと、令和6年度第1回社会福祉法人小金井市社会福祉協議会理事会
の開会が告げられた後、議案等の案件を告げた。議事進行について、前回同様議案等の
「社会福祉法人小金井市社会福祉協議会」の名称については、「社会福祉法人」を省略して
「小金井市社会福祉協議会」と読み上げると説明した。

なお、今回の議案すべてにおいて、利害関係者は居ないことを確認した。

2. 議長選出

会長は、定款第30条の規定により議長の選出について諮ったが、「会長一任」との発言
により会長が議長を務めることとした。

3. 報告事項

▽報告第1号 専決処分 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会職員給与規程の一部を
改正する規程

議長は、報告第1号について事務局の説明を求めた。

事務局 専決処分を令和6年4月11日付けで行った。

理由 小金井市職員の給与に関する条例が改正し給料表が変更になったため、当社協
職員給与規程第3条第1項及び別表を資料の通り改めるもの。

議長は、報告第1号について意見・質問を求めたが無かったので終了した。

4. 決議事項

▽議案第1号 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会令和5年度事業報告並びに令和5年度 計算書類等の承認

議長は、議案第1号について事務局の説明を求めた。

事務局 資料に基づいて報告をする。

◆ 事業報告

1. 会員 会員の種別表の通り、5,751件 4,154,191円であった。

2. 会議等

(6)5ページ 創立65周年記念表彰式 実施日は令和6年1月27日、授賞対象者は
表の通り。

(7)6 ページ 重点事業として、「子ども・若者支援の強化」の実施、既存事業を含め、
新たな取り組みとして子ども・若者支援啓発講座「子ども・若者の生きづらさを支える
地域づくりを学ぶ」、発達性ディスレクシア講座「ディスレクシアを知る～読み書き障
害とは～」を実施。

この支援策を進めるに当たって職員意見交換会や専門機関の視察等を行った。

4. 地域ケア事業 10 ページ

(3) 児童福祉 11 ページ

3. 交通災害等遺児援護事業の対象者は5年度も0人であった、事業存続については
検討課題ではあるが続けていく。

6. 東日本大震災被災児童見舞金は表の通りで対象者は1人となった。

(5) 地域福祉推進事業 ふれあい・いきいきサロン事業の助成事業は表の通りで、
令和4年度は29団体であったので、コロナ禍が和らいできて活動が活発になって
きている。

(9) ボランティア活動推進事業 16～17ページ

2-② ボランティアに関する相談及び支援 ボランティア保険申込件数は250件、
昨年度は200件、行事保険申込件数が309件、昨年度は257件であったので、
ボランティアに参加される方が増えてきている。

(5)-① 夏のボランティア体験学習 協力施設・団体数は32か所、昨年度は15か所
であった。

③ 災害ボランティアミーティング開催、参加者53名 主に防災まち歩きを行っ
た。

(9) こがねい年越し「食」支援 寄付食品数191件で、昨年度は287件だった、
物価高騰やコロナ明けになった状況があるものと思われる。

食品配布数が207人分で昨年度は270人分であった。困りごとが少なくなっ
てきている良い状況になっていると推測できる。

(12) こがねい福祉マルシェ NPO 団体など10団体に参加して物販の場を提供し、
地域と繋げ NPO 団体の理解促進、地域福祉活動の活性化を図っている。

3. 資金助成 18ページ

(1) さくらファンド 助成件数25件、昨年度は20件で活動の幅が広がってきている。

4. 福祉教育事業 19ページ 昨年度より参加が1校、144人増えている。

(10) 災害・防災に関する活動 20ページ

(5) 能登半島地震への支援

① 街頭募金の実施。

② 災害ボランティアセンター運営支援職員派遣

全国社協ネットワークを使い、職員 1 名が被災地支援を行った。

5. 福祉資金 21ページ

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)

児童扶養手当の支給を受ける方が東京都及び東京都区市等が実施する母子・父子支援プログラムの策定を受け、自立支援に取り組むひとり親に対して自立促進を図るために実施している。

東社協の貸付事業を当社協が受託をして、窓口を設けて申し込みを受けている事業。

6. 募金活動 22ページ

(1) 歳末たすけあい募金は表の通り。

(2) 子育て支援募金 昨年度より多くの募金があり、協力していただける状況にあると感じる。

(3) 赤い羽根共同募金 募金の中から能登半島地震災害義援金の取扱いをした。

・義援金は、被災された個人の方に配分される。

・支援金は、被災地でボランティア活動されているグループ等に配分される。

7. 受託事業 24ページ

(2) 地域福祉ファシリテーター養成講座 小金井市からは 9 人が受講している。

受講修了した方には、名簿登録し、社会福祉協議会と連携して活動していただいている。

(4) 小金井市権利擁護センター<ふくしネットこがねい>の運営 26~28ページ

④-1. 事業実績 小金井市の特徴として精神科病院が多いこともあり件数が多くなっていると見ている。

契約待機者数が多いので解消していきたいが順番待ちとなっている。

3. 後見人等実務相談 国では「中核機関」となっている、親族後見人、市民後見人の専門職でない方に対して、専門職(司法書士、弁護士、社会福祉士)の方が実務相談に応じている。

相談件数は多くないので、広く知っていただくよう広報活動に努めたい。

5. 相談・援助件数 成年後見の相談数が増える傾向にある。

7. 成年後見人等支援事業 昨年度 7 市合同のフォローアップ講習(小金井市では 16 人の登録がある)を行った、養成講習と毎年交互に行っている。

(8) 福祉総合相談窓口(小金井市自立相談サポートセンター) 37ページ

実績では相談件数は減少している、コロナ禍が落ち着いてきている、仕事の求人状況が改善していることだと思う。

住居確保給付金の支給についてはコロナ禍前の本則に戻っている。

社会参加型就労体験 41ページ令和5年度から「生活困窮者自立支援法」

における就労支援事業の一環で、市内の事業所等のご協力を得て実施しているもの。

※ 決算書類

2 ページ 法人単位資金収支計算書

当期資金収支差額合計は、△6,011,391円の赤字であるが、

当期末支払い資金残高は、42,577,876円で令和6年度に引き継いでいる。

赤字になった要因としては、人件費の高騰がある。

10 ページ 法人単位貸借対照表 流動資産と流動負債の差額を見ると問題はないようである。

東京都の「財務分析シート」に当てはめて計算をすると流動比率が出てくる、この比率が100%を下回ると資金繰りが悪化していることになるが、今期の流動比率は188.2%となっている。

長期の安定資産比率で「純資産比率」というものがあり、50%を下回らないことが望ましく、72.4%である、「固定長期適合率」が100%以下が望ましいとなっているが85.9%である。

議長は、監事より監査報告を求めた。

監査結果に監事2名が署名捺印した「監査報告書」を読み上げ、監査報告とした。

議長は、議案第1号について意見・質問を求めたが、無かったので原案のとおり承認するものと決定した。

▽議案第2号 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会令和6年度定時評議員会の招集

議長は、議案第2号について事務局の説明を求めた。

事務局 表の通りに定時評議員会を招集するもの。

日時	令和6年6月14日(金) 午前10時
場所	社会福祉協議会2階会議室
議題	決議事項 議案第1号 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会令和5年度事業報告並びに令和5年度計算書類等の承認

議長は、議案第2号について意見・質問を求めたが、無かったので原案のとおり承認するものと決定した。

5. その他

議長は、事務局より第四次地域福祉活動計画策定に関する進捗状況について提案があり説明を求めた。

事務局 第三次地域福祉活動計画は今年度が最終年度となっている、資料の通りに、令和7年度からの地域福祉活動計画策定の進捗状況を報告した。

議長は、7年度地域福祉計画について意見・質問を求めた。

理事 市の地域福祉計画に今年度新たに再発防止推進計画が入っているが、出所者の再犯率が高く、その対象者は福祉の中で支援をしていく必要があるので、市の計画を基にぜひ盛り込んでいただきたい。

事務局

1. 熱中症対策について 6月15日付の市報に掲載されるが、クールスポット(涼みどころ)を設置する、6月17日から10月23日まで、市内の公民館、宮地楽器ホール等公共施設の中に設けられる。
また、熱中症特別警戒アラートが発令されたときは、市のサイトで表示するようになる。
2. 当事務所は仮事務所として借りているが、今年の6月30日までが契約期間である。
新福祉会館は令和9年11月に竣工する計画で令和10年4月運用開始となるので、4年間の期間の賃貸契約をすることになります。
3. 次回理事会の開催日時は9月26日(木)を予定している。

議長は他に無いので、その他を終了し、理事会の終了を告げた。